

# 年末調整でカバーできない部分を 確定申告で正しく調整

払い過ぎたなら、

確定申告で、還付金ゲット!!

「確定申告? 私には関係ないでしょ?」……。確かに普通のサラリーマン・OLなら確定申告によ

って所得税を納めた経験などない人のほうが多いはず。それは、「源泉徴収」といって、自分で支払

う代わりに、勤務先があらかじめ給料から天引きして払ってくれて

いるからです。ところがこの源泉徴収、「アナタの所得税はだいた

いこのくらい」と非常にアバウトに決められているものなので、本

当に支払わなければならない所得の額ピッタリではないのです。

では、本当に支払わなければなら

ない所得税はいくらか? それ

性能大。要チェックです。

は、収入から必要経費、所得控除を引いた「課税所得」に税率を掛け

た額(下図参照)。だから年末に1

年分の収入額が決定した時点でし

か正確な額は出ないのです。

そこで、勤務先では年末調整と

いって、1年分の収入額が決まった

時点で、改めて所得税額を計算

し、払い過ぎた分を戻してくれ

たり、足りなかった分を納めたりし

ます。あなたは、年末に年末調整

の申告書に、扶養の状況などを正

しく記入すればいいだけ。

ただ、なかには年末調整では処

理できないものもあります。その

とき登場するのが確定申告なので

す。13ページのケースに心当たり

のある人は、税金が戻ってくる可



監修/平野和俊さん

株式会社タクトコンサルティング 第5部部长。金融、不動産、法律、経営コンサルティングと様々な業界を担当。税務をベースにした幅広いコンサルティングで複雑な案件を解きほぐしている。

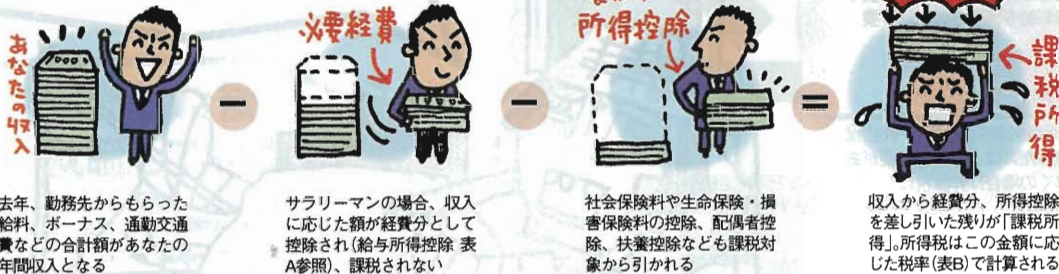
払い過ぎていたり人は  
還付してもらいましょう



今年から申告書は新しくなって、すっきり2種類に。給与所得の人は「申告書A」と「確定申告の手引き」と各種目的別計算明細書の3つが基本セット

## 税金の戻りしくみ

そもそもどこに課税されているの?



本当に納めなければいけない税額は?

こんな時に税金は戻ってくる



※H13年はさらに定率減税があるので、上記式で出した所得税の20%(表C)を差し引く

### ●給与所得控除額(サラリーマンの必要経費)(表A)

年収	控除額
162万8000円以下	年収×40%+400円
180万円以下	年収×40%
360万円以下	年収×30%+18万円
660万円以下	年収×20%+54万円
1000万円以下	年収×10%+120万円
1000万円超	年収×5%+170万円

### ●所得税の税率(表B)

課税所得	税率	控除額
330万円以下の場合	10%	-
330万円超900万円以下の場合	20%	33万円
900万円超1800万円以下の場合	30%	123万円
1800万円超の場合	37%	249万円

### ●平成13年度の定率減税(表C)

控除額	上限
所得税額の20%	25万円

※162万4000円以下の場合も段階的に控除額は変わるので、詳しくは確認を



## 申告へ向けての

# 5ステップ

### 1 申告書・計算書を手に入れる

#### Point

◆2種類の申告書から必要なものを選ぶ  
申告書は大きく分けて2種類あります。年末調整をしたサラリーマンが、払いすぎた税金を取り戻すために申告するのであれば給与所得者用の「申告書A」、株の売り買いなどなら「申告書B」に加えて、「分離課税用」を使います。また住宅ローン控除や株売買の申告には所定の「計算明細書」も必要に。  
◆忙しいなら郵送で取り寄せる  
申告書を郵送してもらうこともできます。返信用の切手を貼った封筒を同封して申し込みます。

申告書は、最寄りの税務署（一部の役所などでも）でもらうことができます。申告内容によっては申告書以外の計算書・記入の仕方マニュアルである「所得税の確定申告の手引き」が必要なので、**税務署に申告目的を伝え、一式もらいましょう**。前年、確定申告した人は、所轄の税務署が申告書を送ってくれることも。

### 2 必要書類を揃える

#### Point

◆領収書などは保存しておく  
医療費控除なら薬代や治療費のレシート、株式の配当控除ならその明細と、申告にはその額を証明する書類が必要となるのが原則です。申告の際にあわてるとはならず、普段から袋などに小分けして保管しておくことで申告時にラクです。

申告内容によっては申告書以外に特定の書類を用意する必要があることも多いため、自分の申告内容の場合、どんな書類が必要かを次ページ以降で確認しておきましょう。また、サラリーマンなら、どんな申告をするときでも**必ず源泉徴収票は必要**。はじめに手元に用意しておくことで便利です。

### 3 計算明細書と申告書に記入する

#### Point

◆記入は慎重に  
記入に不安がある人は、あらかじめ一部コピーをとって予行演習をしたほうが安全かも。  
◆印鑑を用意して  
申告書には申告する本人の印鑑が必要な箇所があります。記入の際には、手元に印鑑（三文判でも可。ゴム印などは不可）を用意してから始めましょう。

領収書や各種書類を整理したら、それにもとづいて「計算明細書」に記入します。**計算明細書は「医療」「住宅ローン」「株式売買」など各目的によって分かれていて、指示にしたがって計算をしていく分りやすいもの**。計算明細書の記入が終わったら、申告書の記入に進みます。計算明細書で出た数字と源泉徴収票の数字を申告書の該当欄に記入していけば完成です。

### 4 提出

#### Point

◆還付申告なら1月から  
還付申告だけの場合は、1月から受付が始まります。源泉徴収票など必要書類が手元に揃えば提出できるため、混雑を避けて早々に済ませてしまうことも可能です。  
◆郵送でも提出できる  
郵送で申告書を提出することもできます。控えの用紙に受領印を押して返送してもらうために、切手を貼付した返送用封筒も同封。また、JR東京駅、大阪梅田駅、名古屋駅などに申告センターが開設されるので通勤途中で出すこともできます。

還付申告だけでなく1月から、それ以外には2月16日から確定申告の受付が始まります。税務署や、一部の大きな駅などでは、記入方法を尋ねるコーナーや、申告センターなどが設けられますので、記入方法が分からない箇所などは、必要書類等を持参して質問し、疑問を解消してから提出することも可能です。印鑑も忘れずに。

**申告期限** 今年は2月16日～3月15日。還付申告だけなら1月から申告可能。郵送の場合は3月15日の消印有効

### 5 税金が戻る(提出から約2カ月)

#### Point

◆振込先は銀行か郵便局が基本  
還付金の振込先は、銀行口座だけでなく、信用金庫や信用組合、郵便局の口座なども指定できます。  
◆配偶者名義の口座や旧姓の口座はダメ!  
申告書の振込先欄に「あなたの口座に限り」とある通り、還付金の振込先は、申告者本人の口座でなければなりません。配偶者名義の口座は指定不可。また旧姓などの口座ももちろん不可です。

申告書を提出してから約2カ月後には還付金が戻ってきます。といっても受取方法は現金書留などではなく、**本人名義の口座に振込**。そのために申告書には、最後に振込先を記入する欄が設けられています。ちなみに、申告書は提出順に処理されるので、提出が早ければ早いほど振込も早くなります。

# 「ひゅひゅひゅ」の手順を踏めばカンタン!

## 郵便や申告センターで カンタン申告もOK

確定申告には、「申告したほうがいい」場合もあれば、「申告しなればならない」場合もあります。次ページ以降を読んで、確定申告の必要があることがわかったら、早速行動を開始しましょう。確定申告の手順は左表の通り。申告書を手に入れて、必要書類を揃え、記入してから提出するという基本

的な流れは、どの申告をする場合も同じで、とてもシンプルです。「毎日忙しくて2度も税務署に行っているヒマはないッー」という多忙な人なら、一度も税務署に行かず申告する方法もあり。管轄の税務署に返信用切手を貼った封筒を同封して申し込めば、申告書を送ってもらうことができるし、記入を済ませたものをまた郵送で送ることもできるのです。3月15日の消印有効だから、郵便事情を

気にして焦る必要もありませんが、提出日を証明するために、簡易書留にしておくほうが無難。なお、申告書を提出する税務署は、住所を所轄する税務署となります。またJR東京駅や大阪梅田駅などに特設の申告センターもできるので忙しい人はぜひ利用を。  
**そもそも所得税を払っているかどうかも確認**  
ひとつ確認しておきたいのは、

所得税の還付とは、そもそも所得税を払っていないければあり得ないということ。あくまでも、源泉徴収されていた額が、還付額の上限です。たとえば、年収400万円の夫が、妻と子供3人を扶養しているような場合は、そもそも年収額からかなり控除され、所得税0円という場合も大いに考えられます。ガツガツする前に、源泉徴収票の「源泉徴収額」の欄を確認しましょう。



医療費控除のしくみ

2001年中に支払った  
医療費の総額



保険などで補てん  
された金額



10万円または  
総所得の5%



医療費控除額



家族全員分が支払った医療費を、家族ごとに整理したうえで合計した額。『生計を一にしている』家族なら、単身赴任中のお父さんと留守宅の家族だけでなく、扶養しているおばあちゃんも含まれる。おばあちゃんの腰痛治療の整体費用から子供の風邪薬までトータルしてOKなのだ。

控除対象は、純粋にあなたや家族が負担した額。治療の際などに生命保険の入院給付金、加入している健康保険から還付された医療費を受け取った場合は、その額を医療費から除いて控除額を計算しないとダメ。ただし、見舞金や出産手当金、傷病手当金は差し引かなくてもOK。

10万円以内の医療費は控除が認められない。控除額を計算するときには、医療費から10万円(あるいは所得の5%のいずれか低い額)を引く必要がある。なお、サラリーマンの場合、総所得とは源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」となる。

医療費から、10万円(あるいは所得の5%)と保険などによる補てん額を差し引いた残りが医療費控除額となる。確定申告することによって、年末調整時に確定した所得から、さらにこの額を差し引いて所得税を計算し直してくれることになるのだ。

還付金の目安

医療費控除額

税率

課税所得金額330万円以下	10%
課税所得金額330万円超 900万円以下	20%
課税所得金額900万円超 1800万円以下	30%

医療費控除

医療費や薬代が家族で10万円を  
超えた人は税金が戻ってくる

歯を徹底的に治した人や、出産した人などがいる世帯なら、税金が戻ってくるかも!? 診療代や治療費から薬局で買った風邪薬や産前産後の検診、ケースによっては病院までのタクシー代まで控除対象に。

一家の医療費が10万円を  
超えたら申告を考えよう

まずは昨年1年間で、家族が病院にかかったときのことを思い出してみよう。今まで放っていた虫歯を徹底的に治したとか、赤ちゃんを産んだ、バイクで事故ってケガをしたなどの事情で、医療費がかかった記憶があるなら、即、領収書をかき集めて医療費の総額を計算してみてください。

もし1年間に支払った医療費のトータルが10万円を超えていたら次ページの表で、それらが医療費として認められているものかどうかをチェック。税法上、医療費として認められるものと、認められないものがあるのです。とはいえ、カンタンに見分ける方法があります。基本的に、病气やケガを治すための費用であれば、医療費控除の対象となると考えられます。その一方で、贅沢や美容、おしゃれが目的のものは除外されると考えておけば間違いありません。そうした条件を満たし、保険な

どて補てんされた額を差し引いた

自己負担分の医療費の合計が10万

円を超えると、「10万円超も出費が

あるんじゃない、家計は大変でしょう

から、収入から、医療費に応じた

額を課税所得から控除してあげま

しょう」という意味で控除が受け

られるというわけです。

戻ってくる税額を計算する際に

対象となるのは10万円を超えた部

分のみ。ただし、昨年の所得が20

0万円未満なら、控除対象外とな

るのは10万円ではなく、所得の5

%となります。所得160万円な

ら、その5%である8万円を超え

た部分が、所得から差し引ける控

除額になるわけです。還付が受け

られる金額は、この控除額に所得

税率を掛けた金額です。

単身赴任世帯でも  
医療費は合計しOK

医療費控除の対象になるのは、生

計を一にする親族」と決められて

います。つまり、日常の生活費な

どを同一所得でまかなっている

ということ。だから、単身赴任のお父

さんが、家族に生活費を送ってい



税務所へ

税率の高い人が申告したほうが  
税金はぐいす戻ってくる

また、共働き世帯の場合、医療費控除の確定申告は夫、妻のどちらでもOKですが、一般には所得の多いほうが申告するほうが得。所得額が多いほど税率が高くなり、源泉徴収額も多いため、同じ控除額でも還付される額が多くなる可能性があります。逆に、医療費が10万円以下なら、所得が200万円以下の人が申告するほうが、控除対象となる医療費が多くなるため、より多くの税金が戻ることがあります。昨年の源泉徴収票をもとにどっちが得か計算してみましょう。

# 確定申告書き方マニュアル

## ●どんなものが医療費として認められるの？

	妊娠・出産	入院・通院	薬・医療器具	検査・療養	歯・目の治療
認められる	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妊娠中の定期検診・検査費用 ●定期検診・検査のためのバス、電車等の交通費 ●出産の入退院のためのタクシー代 ●異常分娩・流産の場合の入院・手術代 ●不妊症の治療費</li> <li>※検査から分娩まで医師、病院に支払う費用はほとんどOK。助産婦を利用した時の費用も認められる。保健指導料も○。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●治療に必要な差額ベッド代 ●通院のためのバス、電車等の交通費 ●入院中の家族以外の付添人の報酬・交通費 ●1人での通院が危険な場合の付添人の交通費</li> <li>※治療・診察代、入院に通常必要な部屋代はほとんど○。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●風邪薬、胃腸薬、傷薬などの購入費</li> <li>※治療目的で薬局で購入した医療品は基本的に○。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在宅療養の保健婦、看護婦等の報酬 ●温泉地のリハビリ専門病院入院費用 ●厚生労働省認定ケアハウス等の料金</li> <li>※医師の指示による温泉療法や運動療法のために利用する厚生労働省認定施設の料金は基本的に○。ただし、書類での証明が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●金歯、金冠などを使った治療費 ●歯科ローンで支払う治療費 ●医師の指示で購入した治療のための眼鏡代</li> <li>※歯科治療は高額なものもほとんど認められる。眼科の治療費もほとんど○だが、眼鏡には医師の処方箋が必要。</li> </ul>
条件によっては認められる	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妊娠中の中絶の費用（母体保護法に基づいて医師が行うものならOK） ●入院中の食事</li> <li>※食事は、病院で出るものは○、出前、外食は×。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通院時のタクシー代（緊急時のみ○） ●遠隔地の病院への交通費 ●整骨院やマッサージの費用 ●入院中の食事</li> <li>※遠隔地の病院は、そこでしか治療できない等理由があれば○。資格を持つ指圧師、針灸師などに腰痛等の治療を受けた場合もOK。食事は、病院で出るものは○、出前、外食は×。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●漢方薬やビタミン剤などの購入費 ●成人用おむつなどの購入費 ●松葉杖・補聴器などの購入費（医師等による診察を受けるため直接必要なものはOK）</li> <li>※漢方薬・ビタミン剤は医師の指示によるものなら○。成人用おむつは医師の「おむつ使用証明書」を添付すれば認められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人間ドックなどの健康診断の費用</li> <li>※健康診断により、重大な病気が発見され、引き続きその治療が行われた場合などは認められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発育段階の子供の歯列矯正費 ●弱視用眼鏡代</li> <li>※歯列矯正は美容目的のものは×。弱視用眼鏡は20歳以下で矯正視力0.3未満という条件付きで○。</li> </ul>
認められない	<ul style="list-style-type: none"> <li>●出産のために実家に里帰りする費用 ●入院のための身の回り品の購入費用 ●妊娠判定薬</li> <li>※これらは出産に直接必要とされないため×。また、出産後に雇った家政婦の費用なども認められない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本人の都合で利用した特別室、差額ベッド代 ●付き添いの親族への謝礼・交通費 ●自家用車で通院した場合の費用</li> <li>※入院中のテレビ・冷蔵庫のレンタルも×。付添人は専門家でないと認められない。自家用車で通院は駐車場代、ガソリン代も×。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ビタミン剤、ドリンク剤、うがい薬などの購入費 ●マッサージ機、血圧計などの購入費</li> <li>※基本的に健康増進、病予予防、疲労回復などの目的での薬、医療器具購入代は認められない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●予防注射の費用 ●湯治の費用 ●健康維持、生活習慣病予防のためのスポーツクラブ料金</li> <li>※医師の指示がないもの、目的が治療以外のものは基本的に×。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歯科ローンの利子 ●歯垢除去費用 ●近視・乱視・遠視用コンタクトレンズ代、眼鏡代</li> <li>※治療以外の美容、健康維持目的のための費用は認められない。眼鏡などを買うための検眼費用も×。</li> </ul>

### ◆かかった医療費

夫：虫歯を治療

治療費……………40万円 ○  
通院費……………1万6000円 ○

妻：腰痛

医師の指示で行ったマッサージ…2万8000円 ○  
応急処置で行ったクイックマッサージ…1万6000円 ×  
薬局で買った湿布薬……………2400円 ○  
マッサージ機の購入費…8万9800円 ×

子供：アトピー

通院治療費……………1万4000円 ○  
薬局で購入した薬代……2万1000円 ○  
とっさに買ったアトピー用布団…3万円 ×  
旅行を兼ねた温泉入浴…9万3000円 ×

### CASE STUDY

木村さん一家が払った医療関係の費用のうち、医療費控除の対象となったのは、左表で○がついているもののみ。残りは医療費とは認められません。基本的には、医師の指示による器具の購入費なので要注意です。



木村修さん一家  
夫：年収600万円の会社員  
妻：専業主婦  
長男：幼稚園

去年、12月1日に待望の女児が誕生した子宝家の医療費総額は58万6000円。健康保険から給付された出産育児一時金30万円を除く28万6000円が純粋な自己負担分。所得の5%（15万3000円）と10万円とを比べ、低いほうの10万円を引いた18万6000円が控除額となり、所得税率を掛けると1万8600円が還付されます。

### ◆控除額の計算

2001年にかかった医療費の総額 <b>58.6万円</b>	健康保険から支給された出産育児一時金の額 <b>30万円</b>	10万円または所得金額の5% <b>10万円</b>	医療控除額 <b>18.6万円</b>
夫の分1万1000円と妻の分57万5000円の合計額	健康保険から支給された出産育児一時金の額	子宝さんの所得は306万円、その5%は15万3000円。低いほうの10万円を引く	夫/歯科治療費用と交通費 1万1000円 妻/入院・分娩費用 44万円 定期検診費用 12万円 通院のための交通費1万5000円 <b>TOTAL 58万6000円</b>
医療費控除額 <b>18.6万円</b>	子宝さんの税率 <b>10%</b>	還付金の目安 <b>1万8600円</b>	◆もらった医療費 健康保険からの出産育児一時金 <b>30万円</b>

※2割の定率減税の影響をうけます。

### CASE STUDY

ベビー誕生で1万8600円が戻ってくる



子宝さん一家  
夫：年収306万円の会社員  
妻：専業主婦  
長女：01年12月に誕生

### ◆かかった医療費

医療控除額 <b>18.6万円</b>	還付金の目安 <b>1万8600円</b>	◆もらった医療費 健康保険からの出産育児一時金 <b>30万円</b>
------------------------	--------------------------	--



# 確定申告書き方マニュアル

平成13年分の所得税の確定申告書A

所得から差し引かれる金額に関する事項

所得の内訳 (源泉徴収税額)

所得の種類 収入金額 源泉徴収税額

給与 6,000,000 130,300

所得控除の合計額 130,300

所得 (合計)

所得の種類 収入金額 源泉徴収税額

給与 6,000,000 130,300

所得控除の合計額 130,300

所得 (合計)

所得の種類 収入金額 源泉徴収税額

給与 6,000,000 130,300

所得控除の合計額 130,300

所得 (合計)

## 2. 基本的には記載不要

年末調整した生命保険料控除額、損額保険料控除額、配偶者特別控除額、不要控除額等に変更がある場合のみ、この欄に記載します。青山さんの場合は、全く変更はありませんので記入する必要はありません。

## 3. 明細書で集計した数字を転記

明細書の⑧支払った医療費と⑩保険金などで補てんされる金額を「支払医療費」欄と「保険金などで補てんされる金額」欄に転記します。[支払医療費]-[補てん金]からさらに10万円(あるいは所得の5%)を引いた額が明細書のC-F[医療費控除額]になり、第一表の⑱医療費控除額に転記されます。

## 1. 所得は源泉徴収票から転記

「所得の内訳」という欄は、源泉徴収票の「支払金額」(つまり給与)と「源泉徴収税額」をそのまま転記するだけ。所得の種類は「給与」とします。

お名前 税務署長 平成13年2月21日 平成13年分の所得税の確定申告書A FA0010

〒100-0000 住居表示 東京都港区新橋 X-X-X

フリガナ アオヤマ タロウ

氏名 青山 太郎

性別 男

生年月日 34/12/13

電話番号 03-1234-5678

所得の種類 収入金額 源泉徴収税額

給与 6,000,000 130,300

所得控除の合計額 130,300

所得 (合計)

所得の種類 収入金額 源泉徴収税額

給与 6,000,000 130,300

所得控除の合計額 130,300

所得 (合計)

所得の種類 収入金額 源泉徴収税額

給与 6,000,000 130,300

所得控除の合計額 130,300

所得 (合計)

## 4. 提出先・住所・氏名

次に「第一表」に進みます。「提出先」は所轄の税務署長。税務署の名前を書き入れればOKです。自分の住所を所轄している税務署は自治体などに確認しましょう。

## 5. 収入、所得は源泉徴収票から転記

「収入金額等(給与)」は源泉徴収票の「支払金額」から、「所得金額(給与)」は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」から、といった具合に転記します。

## 6. 源泉徴収票から転記

年末調整後に⑥~⑮の控除項目に変更がなければ、⑮に源泉徴収票の「所得控除の額の合計額」を記入すればOK。変更があれば各々正しい金額を記します。

## 7. 明細書で計算した医療費控除額を転記

明細書の【控除額の計算】で「C-F 医療費控除額」を計算し、その金額を第一表の医療費控除額に転記します。計算のしかたは医療費の明細書に書いてありますから、その指示どおりに計算すればOK。

## 8. 税額表から税額を求める

所得から差し引かれる金額の合計⑳が計算できたら、右上に進み、課税される所得金額を計算します。所得金額に応じた税額㉑を税率表(14ページ表B)から求めて記入します。

収入金額等

給与 6,000,000

所得金額

給与 4,260,000

所得から差し引かれる金額

社会保険料控除 ⑥

小規模企業共済等掛金控除 ⑦

生命保険料控除 ⑧

損害保険料控除 ⑨

高齢者、寡婦、寡夫控除 ⑩ 0000

勤労学生、障害者控除 ⑪ 0000

配偶者控除 ⑫ 00

配偶者特別控除 ⑬ 0000

扶養控除 ⑭ 0000

基礎控除 ⑮ 0000

⑥から⑮までの計 ⑯ 2630172

雑損控除 ⑰

医療費控除 ⑱ 242018

寄付金控除 ⑲

合計 ⑳ 2872190

課税される所得金額 ㉑ 1387000

上の㉑に対する税額 ㉒ 138700

税配当控除 ㉓

住宅借入金(取得)等特別控除 ㉔

政党等寄付金特別控除 ㉕

差引所得税額 ㉖ 138700

災害減免額 ㉗

外国税額控除 ㉘

再差引所得税額 ㉙ 138700

定率減税額 ㉚ 27740

源泉徴収税額 ㉛ 130300

申告納税額 納める税金 ㉜ 00

還付される税金 ㉝ 19340

配偶者の合計所得金額 ㉞

雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額 ㉟

未納付の源泉徴収税額 ㊱

申告期間までに納付される金額 ㊲ 00

延納届出額 ㊳ 000

みなし

郵便番号 123456789

整理番号

## 10. 還付金の受取口座を記入する

最後に、還付される税金を振り込んでもらうための受取口座を記入します。あなた本人名義の口座であれば、銀行や郵便局いずれの口座でもOKです。当然ながら、配偶者名義となっている口座などは不可となります。

## 9. 源泉徴収税額を源泉徴収票から転記

再差引所得税額㉖を計算し、定率減税額(差引所得額の20%・上限25万円)を㉚に記入。㉚から㉛、㉜の金額を引いて、マイナスになった金額が還付額。㉝に記入します。





## 人の条件

- ①住宅を取得してから6カ月以内に入居して、2001年12月31日までに居住を開始
- ②控除を受ける年の所得が3000万円（給与所得の場合は約3336万円）以下
- ③99年～00年の所得税で3000万円特別控除や買い換え特例を受けていないこと
- ④配偶者や生計を一にする親族から買っていない



## 建物の条件

●床面積の半分以上が自分が住むために使用

新築	床面積	50㎡以上	
	床面積	50㎡以上（登記簿上）	
中古	築年数	耐火建築物（マンションなど）	25年以内
		耐火建築物以外	20年以内
増改築	増改築後の床面積	50㎡以上（上限なし）	
	工事費用	100万円超	

**最高50万円の所得税が戻ってくる可能性も**  
 もし、あなたが払った所得税が20万円だとして、それがまるまる戻ってきたらどうします？ パソコンでも買い換えますか？  
 そんなうれしい特典があるのが「住宅借入金（取得）等特別控除」通称「住宅ローン控除」。住宅ローンを借りて自分が住むための家を「買った」あるいは「新築」「増改築」した場合に、入居年から最大10年間（昨年6月30日までに入居した人は15年間）、毎年ローン残高に対する一定の割合の分について所得税をまけてあげましょうという制度です。この控除方法は「税額控除」と呼ばれ、医療費控除や生命保険料控除などのように収入から差し引いて課税所得を減らすだけの「所得控除」と比べると、還付額が多くなる傾向が。この住宅ローン控除のおかげで「去年の所得税はゼロ」という人もいるほどです。

控除の条件を満たしているかをチェックしよう  
 苦しい家計にとってカンフル剤並みの効果を発揮するこの制度ですが、利用するためには、「申告書」「建物」「住宅ローン」のそれぞれについて定められている左記をはじめ、上表のような条件をすべて満たしている必要があります。  
 ①昨年末までに入居していること  
 ②登記簿上の専有面積あるいは床面積が50㎡以上であること  
 ③中古の場合、マンションは築25年以内、一戸建てなら築20年以内  
 ④住宅ローン返済期間は10年以上  
 なお、取得した年の最初の住宅ローン控除の申告は、勤務先の年末調整での手続きには含まれません。したがって、昨年入居した人であれば、自分で確定申告しなければなりません。  
 ひとたび確定申告を済ませてしまえば、残りの9年間（昨年6月30日までに入居した人なら14年間）は年末調整だけでOKです。



# ローン組んでマイホームを新築・購入・増改築した人は税金が戻るか

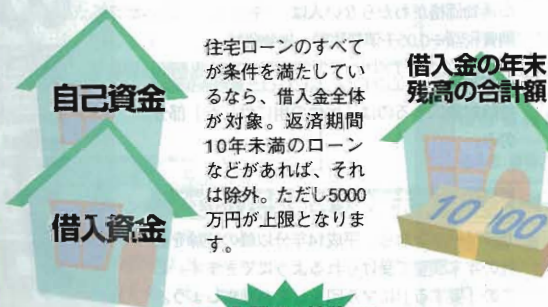


## ローンの条件

- ①返済期間が10年以上のもの
- ②社内融資の場合、年利1%以上のもの（役員に対する住宅資金貸し付け、親・兄弟からの借入金は対象外）

## 住宅ローン控除のしくみ

住宅ローン控除のしくみを学んで還付金額を計算してみよう



入居日で控除の率が違う!!

2001年6月30日までに入居した場合			
借入残高	入居からの経過年数	控除率	還付金の上限額※
5000万円以下	1年～6年目	1.0%	50万円
	7年～11年目	0.75%	37万5000円
	12年～15年目	0.5%	25万円
2001年7月1日以降に入居した場合			
5000万円以下	1年～10年目	1.0%	50万円

※2割の定率減税のため還付金が減少する場合があります



# 住宅ローン控除の申告書の書き方

## 申告手順

**A** ローンの年末残高証明書、明書、申告書Aなど必要書類を揃える

確定申告書Aと計算明細書は税務署から入手。住宅ローンの年末残高証明書は銀行など融資を受けた金融機関から昨年末に郵送されてきています。複数の借入がある場合は、すべてそろえます。住民票の写しは区役所・市役所等に請求します。これは入居日を証明する証拠にもなります。

登記簿謄本・売買契約書は手元のものをみましょう。源泉徴収票も職場から取り寄せます。

**B** 必要書類と利用条件をチェックする

申告後に「控除の対象外」なんて言われぬように、本当に住宅ローン控除を受けられるかどうか条件をチェック。入居日は住民票や登記簿の所有権移転日で確認。建物の床



### 申告に必要なモノ

- 確定申告書A
- 住宅借入金(取得)等特別控除額の計算明細書
- 住宅ローンの年末残高証明書
- 住民票の写し
- 家屋の登記簿謄本
- 不動産売買契約書・工事請負契約書・増改築工事証明書などの写し
- 源泉徴収票  印鑑

### 平成13年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は所属 東京都 港区 OX町1-1	氏名 (フリガナ) スミタ けん (敬称) 住家 建男	(受給者番号) フリガナ スミタ けん (敬称) 住家 建男
種別 給料・賞与	支払金額 11,300,000	給与所得控除後の金額 9,035,000
控除対象配偶者 有 無	配偶者特別控除額 380,000	所得控除の額の合計額 3,003,000
控除対象扶養親族 有 無	扶養親族の数の控除額 /	源泉徴収税額 701,100
控除対象障害者 有 無	障害者控除の額 /	
控除対象社会保険料 有 無	社会保険料等の控除額 800,000	
控除対象生命保険料 有 無	生命保険料の控除額 50,000	
控除対象損害保険料 有 無	損害保険料の控除額 3,000	
控除対象住宅借入金 有 無	住宅借入金等特別控除額 /	
(摘要) 年間定率控除額	175,280	
建設者 住家 建男	配偶者の合計所得 /	0円
夫 住家 建男	個人年金保険料の金額 /	0円
妻 住家 けん子	長期償還保険料の金額 /	0円
出生年月日 / /	受給者 / / /	
住所(居所)又は所在地 東京都 港区 OX町1-1	支払者 株式会社 あるびん商事	(電話) 03-XXXX-XXXX

住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書	住所 東京都中央区 OX町1-1
住宅取得資金の借入れ等 をしているもの	氏名 住家 建男
住宅借入金等の区分	租税特別措置法 第1号 第41条第1項 第4号
住宅借入金等の区分	借入金額 35,000,000円 当初金額 13年6月10日 40,000,000円
新築の工事の請負代金又は 取得の対価の額	50,000,000円

### 平成13年分 住宅借入金(取得)等特別控除額の計算明細書

○この明細書は、住宅借入金(取得)等特別控除を受ける場合に使用します。  
○この明細書の記入については、借入金の借入れ等に関する二書と併用してください。  
○この明細書は、住宅借入金(取得)等特別控除を受けるための書類とともに申告書と一緒に提出してください。

1 住所及び氏名 (共有者の氏名)  
 郵便番号 100-0000  
 住所 東京都港区 OX町1-1  
 フリガナ スミタ けん  
 氏名 住家 建男

2 新築又は購入した家屋に係る事項  
 原住開始年月日 平成13年7月5日 (平成 年 月 日)  
 取得対価の額 21,000,000 29,000,000  
 総(床)面積 120 150  
 うち居住用部分(床)面積 120 150

3 増改築等をした部分に係る事項  
 原住開始年月日 平成 年 月 日  
 増改築等の費用の額 ①  
 うち居住用部分の金額 ②

4 控除証明書の票否  
 平成14年分以降に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の文字を○で囲んでください。

5 住宅借入金(取得)等特別控除額の計算 (次の表に基づき計算します。)

住宅借入金等の年末残高の合計額	25,000,000	※「住宅借入金(取得)等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の合計額」を記入してください。
居住用に供した日等	住宅借入金等の年末残高の合計額	住宅借入金(取得)等特別控除額(100円未満の端数切捨て)
平成11年1月1日以後に居住用に供した場合	25,000,000円 × 0.01 =	350,000円
平成10年10月31日以前に居住用に供した場合	① 円 × 0.01 =	00円
平成11年1月1日から平成10年3月31日までの間に居住用に供した場合で経過措置の計算方法を選択した場合	② 円 × 0.01 + 10万円 =	00円
平成11年1月1日から平成10年3月31日までの間に居住用に供した場合で経過措置の計算方法を選択し、かつ、借主が借主の親族の取得者である場合	③ 円 × 0.02 =	00円
平成11年1月1日から平成10年3月31日までの間に居住用に供した場合で経過措置の計算方法を選択し、かつ、借主が借主の親族の取得者である場合	④ 円 × 0.01 + 10万円 =	00円
平成11年1月1日から平成10年3月31日までの間に居住用に供した場合で経過措置の計算方法を選択し、かつ、借主が借主の親族の取得者である場合	⑤ 2,000万円を超えるとき	(最高35万円)

### 1. 住宅の取得価格を記入

「取得対価の額」として、価格を土地分、建物分に分けて記入。この合計額以上の借入金は対象外となります。  
※建物価格がわからない人は  
消費税額 ÷ 0.05 + 消費税額 = 建物価格

### 2. 居住用部分の面積割合

控除対象になるのは「居住の用に供した」部分のみ。

### 3. 今後、年末調整で控除を受けるなら

サラリーマンなら、平成14年分以降の控除を会社の年末調整で受けられるようになります。この「要する」にマル印をしておきましょう。

### 4. ローンの年末残高を証明書から転記

ローンの年末借入残高は、金融機関から年末に郵送されてくる「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」から転記します。

### 5. 居住時期による記入位置の違いに注意

昨年の6月30日までの入居か、それとも7月1日以降の入居かで、1~6年目以降は控除率が異なりますが、1年目は同じ1%なので、一番上の欄に記入。

# 確定申告書き方マニュアル

面積は登記簿で確認します。販売パンフレットの面積より小さくなっているのに注意。ローンの返済期間は年末残高証明書などで再確認。

**C** 計算明細書に記入しながら  
**ローン控除額を計算**

年末残高証明書や登記簿謄本から、ローン残高や床面積、持ち分などの数字を拾って計算明細書に転記、計算していきます。事務所兼用の場合は純粋に居住している部分に絞るなどして、最終的に控除額を計算する基礎となる借入残高を求め、入居時期に応じた控除率をかければ、控除額が算出できます。

**D** ついに申告書A書類を添付して提出

計算明細書への記入が終わったら、次はいよいよ申告書Aの記入を始めましょう。記入方法は下の指示にある通り。基本的に、数字を他の書類から転記して、順に計算すればよいだけとなります。給与所得関係の数字は源泉徴収票から転記し、住宅ローン控除の欄は計算明細書から転記。上から順に計算しながら還付額まで計算できたら、必要書類を添付して提出です。

面積は登記簿で確認します。販売パンフレットの面積より小さくなっているのに注意。ローンの返済期間は年末残高証明書などで再確認。

**C** 計算明細書に記入しながら  
**ローン控除額を計算**

年末残高証明書や登記簿謄本から、ローン残高や床面積、持ち分などの数字を拾って計算明細書に転記、計算していきます。事務所兼用の場合は純粋に居住している部分に絞るなどして、最終的に控除額を計算する基礎となる借入残高を求め、入居時期に応じた控除率をかければ、控除額が算出できます。

**D** ついに申告書A書類を添付して提出

計算明細書への記入が終わったら、次はいよいよ申告書Aの記入を始めましょう。記入方法は下の指示にある通り。基本的に、数字を他の書類から転記して、順に計算すればよいだけとなります。給与所得関係の数字は源泉徴収票から転記し、住宅ローン控除の欄は計算明細書から転記。上から順に計算しながら還付額まで計算できたら、必要書類を添付して提出です。

面積は登記簿で確認します。販売パンフレットの面積より小さくなっているのに注意。ローンの返済期間は年末残高証明書などで再確認。

**C** 計算明細書に記入しながら  
**ローン控除額を計算**

年末残高証明書や登記簿謄本から、ローン残高や床面積、持ち分などの数字を拾って計算明細書に転記、計算していきます。事務所兼用の場合は純粋に居住している部分に絞るなどして、最終的に控除額を計算する基礎となる借入残高を求め、入居時期に応じた控除率をかければ、控除額が算出できます。

**D** ついに申告書A書類を添付して提出

計算明細書への記入が終わったら、次はいよいよ申告書Aの記入を始めましょう。記入方法は下の指示にある通り。基本的に、数字を他の書類から転記して、順に計算すればよいだけとなります。給与所得関係の数字は源泉徴収票から転記し、住宅ローン控除の欄は計算明細書から転記。上から順に計算しながら還付額まで計算できたら、必要書類を添付して提出です。

## 1. 提出先・住所・氏名

「提出先」は所轄の税務署長。税務署の名前を書き入れればOKです。どこが所轄か最寄りの税務署や自治体に確認。印鑑も忘れず。

## 2. 給与所得は源泉徴収票から

「収入金額等」「所得金額」の欄に記入する給与額は源泉徴収票から転記するだけとなります。「所得から差し引かれる金額」も同様に転記します。第二表はP21を参考に記入。第二表と同じ金額が転記されているか注意。

## 3. 住宅ローン控除欄は計算明細書から転記

「住宅借入金(取得)等特別控除」の欄は、計算明細書で算出した「住宅借入金(取得)等特別控除額」を転記

## 4. 源泉徴収税額は、源泉徴収票から転記

源泉徴収税額は、給与収入や給与所得を参照した源泉徴収票の「源泉徴収税額」を転記します。これがすでに払っている所得税というわけです。

## 5. 還付金額を計算する

⑳には、住宅ローン控除を受けた結果、本来の所得税額が計算されています。通常、この数字は源泉徴収税額より少なくなるため、その差額が還付されるわけです。

⑳第二表の左下にある【特別適用条文等】の欄には、「平成13年7月15日居住開始。など居住開始日を住民票と合わせて記入してください。

港 税務署長  
14年 7月 21日 平成 13 年分の所得税の確定申告書 A FA0010

〒 100-0000 フリガナ スミカタテオ  
住所 東京都港区〇〇町1-1 氏名 任家 建男  
性別 世帯主の氏名 本人 世帯主との続柄 本人  
平成14年 1月 1日 住所 同上 生年月日 3400/1/15 電話番号 03-XXXX-XXXX

収入金額等	給 与 ⑦	11300000	雑 公的年金等 ①		その他 ②	
所得金額	給 与 ①	9035000	雑 ②		配 当 ③	
所得から差し引かれる金額	一 時 ④		一 時 ④		計 ⑤	9035000
	社会保険料控除 ⑥		小規模企業共済等掛金控除 ⑦		生命保険料控除 ⑧	
	損害保険料控除 ⑨		配 当 ③		配偶者控除 ⑫	0000
	配 当 ③		配偶者特別控除 ⑬		扶 養 控 除 ⑭	0000
	一 時 ④		基礎控除 ⑮		基 礎 控 除 ⑮	0000
	計 ⑤	9035000	⑯から⑰までの計 ⑰		⑯から⑰までの計 ⑰	3003000
	社会保険料控除 ⑥		雑 損 控 除 ⑱		医 療 費 控 除 ⑲	
	小規模企業共済等掛金控除 ⑦		寄 付 金 控 除 ⑲		寄 付 金 控 除 ⑲	
	生命保険料控除 ⑧		合 計 ⑳		合 計 ⑳	3003000
	損害保険料控除 ⑨					
	配 当 ③					
	一 時 ④					
	計 ⑤	9035000				
	社会保険料控除 ⑥					
	小規模企業共済等掛金控除 ⑦					
	生命保険料控除 ⑧					
	損害保険料控除 ⑨					
	配 当 ③					
	一 時 ④					
	計 ⑤	9035000				
	社会保険料控除 ⑥					
	小規模企業共済等掛金控除 ⑦					
	生命保険料控除 ⑧					
	損害保険料控除 ⑨					
	配 当 ③					
	一 時 ④					
	計 ⑤	9035000				
	社会保険料控除 ⑥					
	小規模企業共済等掛金控除 ⑦					
	生命保険料控除 ⑧					
	損害保険料控除 ⑨					
	配 当 ③					
	一 時 ④					
	計 ⑤	9035000				
	社会保険料控除 ⑥					
	小規模企業共済等掛金控除 ⑦					
	生命保険料控除 ⑧					
	損害保険料控除 ⑨					
	配 当 ③					
	一 時 ④					
	計 ⑤	9035000				
	社会保険料控除 ⑥					
	小規模企業共済等掛金控除 ⑦					
	生命保険料控除 ⑧					
	損害保険料控除 ⑨					
	配 当 ③					
	一 時 ④					
	計 ⑤	9035000				
	社会保険料控除 ⑥					
	小規模企業共済等掛金控除 ⑦					
	生命保険料控除 ⑧					
	損害保険料控除 ⑨					
	配 当 ③					
	一 時 ④					
	計 ⑤	9035000				
	社会保険料控除 ⑥					
	小規模企業共済等掛金控除 ⑦					
	生命保険料控除 ⑧					
	損害保険料控除 ⑨					
	配 当 ③					
	一 時 ④					
	計 ⑤	9035000				
	社会保険料控除 ⑥					
	小規模企業共済等掛金控除 ⑦					
	生命保険料控除 ⑧					
	損害保険料控除 ⑨					
	配 当 ③					
	一 時 ④					
	計 ⑤	9035000				
	社会保険料控除 ⑥					
	小規模企業共済等掛金控除 ⑦					
	生命保険料控除 ⑧					
	損害保険料控除 ⑨					
	配 当 ③					
	一 時 ④					
	計 ⑤	9035000				
	社会保険料控除 ⑥					
	小規模企業共済等掛金控除 ⑦					
	生命保険料控除 ⑧					
	損害保険料控除 ⑨					
	配 当 ③					
	一 時 ④					
	計 ⑤	9035000				
	社会保険料控除 ⑥					
	小規模企業共済等掛金控除 ⑦					
	生命保険料控除 ⑧					
	損害保険料控除 ⑨					
	配 当 ③					
	一 時 ④					
	計 ⑤	9035000				
	社会保険料控除 ⑥					
	小規模企業共済等掛金控除 ⑦					
	生命保険料控除 ⑧					
	損害保険料控除 ⑨					
	配 当 ③					
	一 時 ④					
	計 ⑤	9035000				
	社会保険料控除 ⑥					
	小規模企業共済等掛金控除 ⑦					
	生命保険料控除 ⑧					
	損害保険料控除 ⑨					
	配 当 ③					
	一 時 ④					
	計 ⑤	9035000				
	社会保険料控除 ⑥					
	小規模企業共済等掛金控除 ⑦					
	生命保険料控除 ⑧					
	損害保険料控除 ⑨					
	配 当 ③					
	一 時 ④					
	計 ⑤	9035000				
	社会保険料控除 ⑥					
	小規模企業共済等掛金控除 ⑦					
	生命保険料控除 ⑧					
	損害保険料控除 ⑨					
	配 当 ③					
	一 時 ④					
	計 ⑤	9035000				
	社会保険料控除 ⑥					
	小規模企業共済等掛金控除 ⑦					
	生命保険料控除 ⑧					
	損害保険料控除 ⑨					
	配 当 ③					
	一 時 ④					
	計 ⑤	9035000				
	社会保険料控除 ⑥					
	小規模企業共済等掛金控除 ⑦					
	生命保険料控除 ⑧					
	損害保険料控除 ⑨					
	配 当 ③					
	一 時 ④					
	計 ⑤	9035000				
	社会保険料控除 ⑥					
	小規模企業共済等掛金控除 ⑦					
	生命保険料控除 ⑧					
	損害保険料控除 ⑨					
	配 当 ③					
	一 時 ④					
	計 ⑤	9035000				
	社会保険料控除 ⑥					
	小規模企業共済等掛金控除 ⑦					
	生命保険料控除 ⑧					
	損害保険料控除 ⑨					
	配 当 ③					
	一 時 ④					
	計 ⑤	9035000				
	社会保険料控除 ⑥					
	小規模企業共済等掛金控除 ⑦					
	生命保険料控除 ⑧					
	損害保険料控除 ⑨					
	配 当 ③					
	一 時 ④					
	計 ⑤	9035000				
	社会保険料控除 ⑥					
	小規模企業共済等掛金控除 ⑦					
	生命保険料控除 ⑧					
	損害保険料控除 ⑨					
	配 当 ③					
	一 時 ④					
	計 ⑤	9035000				
	社会保険料控除 ⑥					
	小規模企業共済等掛金控除 ⑦					
	生命保険料控除 ⑧					
	損害保険料控除 ⑨					
	配 当 ③					
	一 時 ④					
	計 ⑤	9035000				
	社会保険料控除 ⑥					
	小規模企業共済等掛金控除 ⑦					
	生命保険料控除 ⑧					
	損害保険料控除 ⑨					
	配 当 ③					
	一 時 ④					
	計 ⑤	9035000				
	社会保険料控除 ⑥					
	小規模企業共済等掛金控除 ⑦					
	生命保険料控除 ⑧					
	損害保険料控除 ⑨					
	配 当 ③					
	一 時 ④					
	計 ⑤	9035000				
	社会保険料控除 ⑥					
	小規模企業共済等掛金控除 ⑦					
	生命保険料控除 ⑧					
	損害保険料控除 ⑨					
	配 当 ③					
	一 時 ④					
	計 ⑤	9035000				
	社会保険料控除 ⑥					
	小規模企業共済等掛金控除 ⑦					
	生命保険料控除 ⑧					
	損害保険料控除 ⑨					
	配 当 ③					
	一 時 ④					
	計 ⑤	9035000				



# 住宅ローン控除、こんな場合はどうする？

住宅にまつわる申告は、住宅ローン控除だけではありません。親から資金援助を受けた場合や買い換えをした人はこのページを参考にしてください。

## 親から贈与を受けたら？

贈与の特例を受けられる  
と550万円まで無税

自己資金の不足分を親から援助してもらった人は、贈与の申告が必要。年間で110万円を超える贈与は贈与税の対象になるためです。

ただし、住宅や収入が一定条件を満たしている場合に限り、直系尊属(2親等)(父母、祖父、祖母)までからの贈与なら、550万円までは無税、1500万円までは税率が優遇される「住宅取得資金贈与の特例」が受けられます。無税だからと申告せずにいると特例

が使えないうえ、延滞税もかかるので、昨年、贈与を受けた人は3月15日までに申告しましょう。

## 夫婦ともに贈与を受けたら共有名義に

夫婦で住宅を購入する場合、それぞれの両親から550万円ずつ贈与を受ければ、合計1100万円を無税で調達できますが、妻の両親から贈与を受けられるのは妻自身のみ。その分は、妻の名義で所有権を登記しなければなりません。夫名義で登記すると、妻から夫への贈与とみなされます。

### 特例を受ける条件は？

- 父母または祖父母からの住宅取得資金の援助であること
- 年間所得1200万円(会社員は給与所得控除後の額)以下
- 新築の場合過去5年間住宅を所有していないこと
- 登記簿上の床面積50㎡以上かつ50%以上が居住用など住宅が条件を満たしていること(中古マンションなら築25年以内。中古一戸建てなら築20年以内)
- 過去にこの特例を受けていないこと
- 贈与のあった年の翌年3月15日までに住宅を取得して入居すること、又はすぐに入居する見込みがあること

### 申告に必要なモノ

- 贈与税の申告書・計算明細書 税務署で入手
- 源泉徴収票など
- 以前の家屋の賃貸契約書の写しなど
- 受贈日以降に作成された戸籍謄本または抄本
- 受贈日以降に作成された戸籍の附票の写し
- 登記簿謄本または抄本
- 住民票の写し
- (3月15日までに取得住居に居住していない場合) 居住予定時期を記載した書類および家屋の工事請負契約書
- 印鑑

### ●550万円以上の贈与を受けたときの贈与税額

贈与額	550万円	600万円	700万円	800万円	1000万円	1200万円	1500万円	2000万円	3000万円
一般の贈与税額	84万5000円	101万5000円	136万5000円	176万円	260万5000円	355万円	505万円	774万5000円	1344万円
特例を受けたときの贈与税額	0万円	5万円	15万円	25万円	45万円	65万円	105万円	260万円	748万5000円

## 買い換えで損したら？

損した分を4年間、所得から差し引いてもらおう

買い換えて、マイホームが買った価格より高く売れた場合、得した分は「譲渡益」として所得とみなされ、所得税がかかります。しかし、不動産価格が低下し続けている現在、譲渡益が出る買い換えは少なく、むしろ買ったときの価格より安くしか売れない人が多いのが現状です。そこで、去年買い換えた人のうち、5年以上住んだ家を、買い値より安くしか売れなかった人には、その分「損」を

買ったというところで、所得から損失分を差し引いた額を課税所得と通算させてもらえる「譲渡損失の繰越控除」制度があります。損失が通算されなくなるまで最長4年間、所得から差し引くことができると、損失が課税所得の4倍以上ある人は、所得額が急激に増えたりしない限り、今後4年間は所得税ゼロということになります。そのため、住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)の条件を満たしている場合、その効果が表れるのは繰越控除の終了後、残りの6年間(昨年6月30日までの入居の場合は11年間)で住宅ローン控除の還付を受けられますので、住宅ローン控除の申告もあわせて、初年度にしましょう。

### 申告に必要なモノ

- 確定申告書B
- 申告書第四表(損失申告用)
- 計算明細書
- 住民票の写し
- 売却物件の購入時の不動産売買契約書
- 売却物件の売却時の不動産売買契約書
- 源泉徴収票
- 住宅借入金等の残高証明書
- 登記簿謄本または抄本
- 印鑑



買い換え損の時は申告書も手引きも「B」を用意

# 確定申告 書き方マニュアル

平成 17 年分の所得税の確定申告書B

住所: 東京都 新宿区 早稲田町 0-0-0

氏名: 小川 朋郎

職業: 会社員

生年月日: 3 20 05 29

収入金額等: 給与 6,000,000

所得金額: 給与 4,260,000

源泉徴収額: 1,303,000

課税される所得金額: 2,957,000

所得控除合計: 380,000

課税所得金額: 2,577,000

税額: 411,990

## 1. まず申告書Bを用意する

給与所得者でも不動産の譲渡があったときは申告書Bを使います。併せて申告書第四表(損失申告用)を用意して、順に記入しましょう。

## 2. 提出先・住所・氏名

「提出先」は所轄の税務署長。税務署名を記入します。自分の住所を所轄しているかどうかは最寄りの税務署・自治体に確認を。

## 3. 収入、所得、各種控除は源泉徴収票から転記

「収入金額等(給与)」は源泉徴収票の「支払金額」から、「所得金額(給与)」は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」から、といった具合に第二表に記入します。

繰越控除終了後残り6年間の住宅ローン控除を受けるためにも忘れずに

平成 17 年分の所得税の確定申告書B

住所: 東京都 新宿区 早稲田町 0-0-0

氏名: 小川 朋郎

収入金額等: 給与 6,000,000

所得金額: 給与 4,260,000

源泉徴収額: 1,303,000

課税される所得金額: 2,957,000

所得控除合計: 380,000

課税所得金額: 2,577,000

税額: 411,990

## 4. 損失申告用申告書に譲渡所得計算明細書から転記

計算明細書で計算した収入金額や必要経費を(一)面の「譲渡欄」に記入。5年超保有した住居が特別の対象ですので長期譲渡となります。損失の場合は、△印をつけてマイナスであることを示します。

## 5. 特例適用条文を表記

各種特例の適用を受けるときは、特例の適用条文を記入。譲渡損失繰越控除は「措法41の5①」となります。

## 6. 給与所得と売却損を通算する

昨年の給与所得と、譲渡(売却)によって生じた損失とを通算します。

## 7. 損失額を第四表(二)に転記

(一)面の最後に損失額を記入できたら、それを(二)面にも転記。こうして来年以降も繰越控除されるようにするのです。ここで計算した通算しきれない損失を②損失額又は所得金額合計額に転記します。

平成 17 年分の所得税の確定申告書(損失申告用)

3 翌年以降に繰り越す本年分の損失額

青色申告書の損失金額: 411,990

特定居住用財産の譲渡損失金額: △1,990,000

被災事業用資産の損失額

平成 17 年分の所得税の確定申告書(損失申告用)

住所: 東京都 新宿区 早稲田町 0-0-0

氏名: 小川 朋郎

1 損失額又は所得金額

所得の種類	所得控除後の金額	収入金額	必要経費	所得金額	損失額又は所得金額
給与所得	4,260,000			4,260,000	
譲渡所得		4,250,000	3,000,000	1,250,000	△1,250,000
合計	4,260,000	4,250,000	3,000,000	3,010,000	△1,250,000

2 繰越の通算

所得の種類	所得控除後の金額	収入金額	必要経費	所得金額	損失額又は所得金額
給与所得	4,260,000			4,260,000	
繰越損失					△1,250,000
合計	4,260,000			3,010,000	△1,250,000

# 退職所得控除

## 2001年中に退職。その後、再就職していない

昨年、出産やリストラなどで退職し、その後再就職せずにいた人は、勤め先がやっていたりくれた年末調整を受けられなくなったため、確定申告しなければなりません。その結果、税金が返ってくる可能性も大です。

### 年末調整がないから自分で確定申告

退職した後、再就職した人は、新しい勤務先で年末調整をしてくれるので必要ありませんが、再就職していない人については、誰も年末調整などやってくれません。だから自分でやるしかないので。退職後、再就職せずに収入を得ていない人の場合、よほどボーナスの比率が高くない限り、本来、払うべき税額よりも多くの税額を源泉徴収で納めているケースが多く見られます。つまり、確定申告すれば、多く払い過ぎた分、税金が返ってくる可能性は大。ついで

### 申告に必要なモノ

#### 給与所得のみの場合

- 申告書A
  - 源泉徴収票
  - 保険料控除証明書など
  - 印鑑
- 退職金の申告も必要な人
- 分離課税用の申告書
  - 給与所得の源泉徴収票
  - 退職所得の源泉徴収票



に生命保険料控除や海外旅行に行つたときの損害保険料控除なども一緒に申告しましょう。さらに多くの還付が行われることとなります。退職時に退職金をもらった人は、「退職所得の受給に関する申告書」を会社に提出します。たいていは非課税枠内(※)に収まっています。確定申告は不要。ただし、申告書を提出していない場合で、一律20%の税金が源泉徴収されている場合は、退職所得控除を受けていないことになり、その分、税金を払い過ぎています。そんなときは、「確定申告書(分離課税用)」で申告すれば、差額は戻ってきます。

**Q** 退職時と確定申告時いつ何をやる?

**A** 退職時は「退職所得の受給に関する申告書」を会社に提出する。確定申告時は、退職した会社から源泉徴収票をもらって申告。「退職所得の申告書」を提出していない場合、退職所得の源泉徴収票も

**Q** 退職後に受けた失業給付、収入に含まれる?

**A** 失業給付はすべて非課税。確定申告時には含める必要は全

**Q** 寿退社で、夫の海外赴任に同行。確定申告は?

**A** 納める税金があれば郵送等で対応を

くありません。還付申告だけなら期限は5年後、5年以内の帰国ならOK。税金を納める場合は郵送等で対応しない

### CASE STUDY

退職金は非課税に。源泉徴収分が約4万円戻ってきた



冷泉華子さん  
2001年6月に5年間勤めた会社を退職。専業主婦に

◆冷泉さんの2001年の収入

給与	150万4000円
給与分	20万円×6カ月
賞与分	30万4000円
退職金	82万円(非課税)

◆冷泉さんがすでに払った税金

源泉徴収税	6万80円
給与分	3万6060円
賞与分	2万4020円

冷泉さんが払うべき所得税額は、年収150万4000円から所得控除額を引いた、課税所得額25万7000円に所得税率10%をかけた2万5700円。定率減税後は2万560円となります。ところが、冷泉さんは既に6万8000円の所得税を納税済み。そこで、差額の3万9520円を取り戻すことができます。一方、退職金は82万円。40万円×勤続年数5年=200万円の非課税枠に納まります。

#### ◆控除額の計算

収入	給与所得控除	他所得控除	課税所得額
150万4000円	65万円	59万6572円	25万7000円

#### ◆所得税額の計算

課税所得額	×	所得税率	=	所得税額
25万7000円		10%		2万5700円

#### ◆還付金の計算

花田さんの源泉徴収税額	-	所得税額	+	定率減税	=	還付額
6万80円		2万5700円		5140円		3万9520円



※ 勤続3年以上20年以下の場合、年間40万円×勤続年数の額までは非課税。勤続20年超の場合は、80万円+70万円×(勤続年数-20)が控除額となります。勤続2年以下は80万円。

# 確定申告書き方マニュアル

## 1. 給与と控除額を源泉徴収票から転記

申告書Aは第二表から記入を始めます。「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄は、源泉徴収票にある「社会保険料等の金額」を転記。「生命保険料控除」「損害保険料控除」は控除証明証から計算して記入。なお、損害保険は保険期間10年以上で満期返戻金のあるものは長期となります。

## 2. 収入額・源泉徴収税額も源泉徴収票から転記

「所得の内訳」欄も、源泉徴収票から転記します。所得の種類は「給与」とし、「所得の生ずる場所」に会社名を、「収入金額」は、源泉徴収票の「支払金額」から転記し、源泉徴収税額は、いわずもがなですが源泉徴収票の「源泉徴収税額」から転記することになります。

平成13年分の所得税の確定申告書A

住所 東京都中央区おしん1-1-1  
氏名 冷泉 華子

所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料の額	支払保険料	源泉の控除	支払出金
源泉 (特別徴収)	163,572		
一般の保険料の計	132,000	長期保険料の計	36,000
個人年金保険料の計		短期保険料の計	
合計		合計	

所得の内訳 (源泉徴収税額)

所得の種類	項目、所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名、名称	収入金額	源泉徴収税額
給与	あるコーポレーション	1,504,000	60,080

平成13年分 給与と所得の源泉徴収票

支払先(住所) 東京都中央区おしん1-1-1  
氏名(勤務先) 冷泉 華子  
氏名(受給者) 冷泉 華子

給与・賞与 1,504,000  
源泉徴収税額 60,080

社会保険料等の金額 163,572

住所(受給者) 東京都渋谷区がすのき 1-2-3  
氏名(受給者) あるコーポレーション

## 3. 収入額・所得額を第一表の該当欄に転記

次に申告書Aの第一表へ。収入金額・所得金額の給与欄は、それぞれ源泉徴収票から転記します。

## 4. 所得控除額は各項目を転記してから計算

所得から差し引かれる金額は所得控除のこと。社会保険料控除額、基礎控除を源泉徴収票から転記し、年末調整されていない生命保険・損害保険控除額を計算した額を記入。最後にそれらの合計額を計算します。

## 5. 源泉徴収税額をもう一度転記

課税所得②をもとに、申告書付属の「記入の手引き」にある税率表で所得税額③を計算し、さらに定率減税額④を計算。その下⑤に、源泉徴収票の源泉徴収税額をもう一度、転記します。本来納めるべき税額からすでに納めた源泉徴収税額を差し引いた額⑥がマイナスになれば、それが還付額になるわけです。

平成14年2月21日 平成13年分の所得税の確定申告書A

住所 東京都中央区おしん1-1-1  
氏名 冷泉 華子  
性別 女  
生年 3/49/09/05  
電話番号 03-XXXX-XXXX

収入金額等	給与	1,504,000	雑		合計	1,504,000
所得金額	給与	854,000	雑		合計	854,000
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	163,572	基礎控除	380,000	合計	543,572
	源泉徴収税額	60,080				60,080
	合計	603,652				603,652

課税所得② 854,000  
所得税額③ 25,700  
定率減税額④ 5,140  
源泉徴収税額⑤ 60,080  
還付される税額⑥ 39,520

● 配当による申告の違い

1銘柄の年間配当額	確定申告は必要か？
10万円以下 (または1回5万円以下)	少額配当 しなくてもよい
10万円超50万円未満 (または1回5万円超25万円未満)	中額配当 配当受取時に、①申告して総合課税 ②35%の源泉分離課税、を選ぶ
50万円以上	必要

申告に必要なモノ

給与所得のみの場合

- 確定申告書A
- 配当金の支払い証明書  
(証券会社から送られてくる)
- 源泉徴収票
- 印鑑

配当を受け取ったら？



得しても損しても  
申告を考えてみよう

ミニ株、投資信託で、損した人や得した人、あるいは、持っている株の配当が入って懐の暖かい人も、税金がからんでくるのはいずれも同様。確定申告するべきかどうかを見極めて。

● 申告して得かどうかは、配当額と課税所得額で違う

- 得になる条件
- 少額配当 / 20%の源泉徴収より税率が低くなる
  - 中額配当 / 35%の源泉徴収より税率が低くなる

配当を含む課税所得	所得税率	配当控除	申告した場合の配当に対する税率	該当する？しない？	
				少額配当	中額配当
1800万円	37%		32%	しないほうが得	
	30%	配当 × 5%	25%		したほうが得
1000万円			20%	してもしなくてもほぼ同じ	
900万円			10%		したほうが得
330万円	20%	配当 × 10%	10%		
	10%		0%		

確定申告が必要なケースと申告がベターなケースがある

株式の配当は、受取時に所得税が源泉徴収されている一方、配当を含めた課税所得1000万円までは10%、1000万円を超える部分は5%相当の所得税が控除される配当控除もあります。控除を

1銘柄あたり10万円以下の少額なら申告は所得税率次第

受けるには確定申告が必要です。しかし、やみくもに申告すると、損する場合もあり。1銘柄あたり50万円超の配当なら申告は義務ですが、それ以下なら申告は自由です。

● 投資信託の配当(分配)控除は外貨と株式の組入率で変わる

外貨 建資産割合	株式組入 割合	配当控除の対象額		
		50%超	25%超 50%以下	25%以下
50%以下		配当額の50%	配当額の25%	控除なし
50%超75%以下		配当額の25%	配当額の25%	控除なし
75%超		控除なし	控除なし	控除なし

配当の場合、配当受取時には20%で源泉徴収されています。確定申告すると、配当所得が他の所得と一緒に課税されることになり、配当にも、所得に応じた所得税率が適用されます。そのときの税率が、源泉徴収時の20%を上回るかどうか、損得を分けるライン。それを示したのが左上の表です。課税所得900万円以下なら、所得税率は20%以下で、10%の配当控除を受けた残

CASE STUDY 01年に株式の配当を銘柄ごとに6万円と8万円受け取った場合

丸野円吉さん  
年収450万円の会社員

◆ 株式の配当

A社の株式	6万円
B社の株式	8万円
<b>TOTAL</b>	<b>14万円</b>

◆ 源泉徴収されている所得税額

A社の株式	6万円 × 20%	1万2000円
B社の株式	8万円 × 20%	1万6000円
<b>合計</b>		<b>2万8000円</b>

◆ 確定申告した場合の所得税額

配当合計	14万円	丸野さんの所得税率	10%	所得税額	1万4000円
配当14万円 × 配当控除10%	1万4000円			所得税額	0円

源泉徴収されていた2万8000円が全額戻ってくる

こっちはほうがトク!!

りには10%。源泉徴収税率より低い  
ため、申告したほうが得です。

一方、配当が10万円超50万円未満の「中額配当」の場合、源泉分離課税の税率は35%と大きくアップ。こうなると、最高所得税率(37%)の人でも、5%の控除を受けて申告したほうが得に。





# その他の控除

医療費控除や住宅ローン控除、株には縁がないからという人でも、これから紹介する例に当てはまる人なら、確定申告で得をするかも。「これは」と思った項目は熟読してみよう！



## 保険に関する年末調整を忘れた

### 保険料を払った 満期金を受け取った

まず、生命保険や損害保険に入っているのに、年末調整時に生命保険料控除や損害保険料控除を受けていない人は、確定申告で税金が取り戻せます。通常は年末調整時に会社が手続きをしてくれるので、自分で何かをしなくても控除されていることが多いのですが、保険料が給与天引きでなかったり、証明書を会社に提出しなければならぬものにも関わらず、提出せずにいたりすると、控除がされてない可能性が大きい。控除の額は、左表の通り。損害保険料控除は、

### 満期から年を超える養老保険の満期金を受け取ったら……

養老保険や損害保険などの満期金や、自分が保険料を払っていた配偶者の死亡保険金などは「一時所得」となり、給与のような継続的



**申告に必要なモノ**

- 確定申告書A — 入手 税務署で
- 源泉徴収票
- 保険料控除証明書 (保険会社が発行する)
- 支払い計算書
- 印鑑

●保険料控除の額

生命保険料	10万円超で5万円
個人年金保険料	10万円超で5万円
長期損害保険料※1	2万円超で1万5000円
短期損害保険料※2	4000円超で3000円

※1 保険期間が10年以上で、満期返戻金があるもの  
 ※2 上記の※1以外のもの  
 ※長期・短期あわせて1万5000円まで

一時所得を得た場合、確定申告が必要になるのは、受け取った金額から、保険料として支払った総額を差し引き、さらに特別控除の50万円を除いても、まだ残りがあるときだけ。残りの金額の、さらに半額のみが課税対象となり、給与所得など他の所得と合算されるのです。ただし、満期5年以内のもの、一律20%という税率で、受取時に源泉徴収されてしまっていますので、申告は不要です。

つまり、確定申告が必要なのは、

- ① 満期が5年を超えていて、かつ
- ② 満期金受取額が払込保険料総額「50万円」がゼロより多いものだけとなります。5年超の満期の保険金を受け取っていたら即計算。

## 災害に遭った

### ピッキング被害や通勤車等の盗難は即、申告

地震・台風やそれに伴う火事などの天災、盗難や横領などの被害に遭い、損害が生じた場合は「雑損控除」の対象になります。意外と知られていないことですが、冷害や落雷など天災も対象となりますし、火薬の爆発のような事故、害虫や害獣などの生き物による損害も対象に含まれます。一方で、盗難や横領被害は対象ですが、詐欺や脅迫による損失は対象外となります。最近、増加しているピッキング犯による被害は、盗難であるため、雑損控除が受けられます。

**申告に必要なモノ**

- 確定申告書A — 入手 税務署で
- 源泉徴収票
- 被災証明書、盗難証明書 (消防署や警察署が発行)
- 損失額の明細書 (自分で作成)
- 災害関連支出の領収書
- 印鑑



控除額は「損失額(被害時時価) - 総所得金額の合計額の10%」か「損失額のうち災害関連支出の金額 - 5万円」のいずれが多いほうが所得から控除されます。損失額は、警察等への被害届から計算することになり、購入時の領収書がなくとも申告は可能です。

# 確定申告書き方マニュアル

## パート収入があった

源泉徴収されていて、

年末調整を受けていない人対象

まず最初に。パートなどで収入を得た人すべてに確定申告の必要があるわけではないのです。申告が必要な人は、給与から所得税が源泉徴収されているのに、年末調整を受けていない人だけなのです。給与から所得税が源泉徴収されているかどうかは、あなたの給与明細の源泉徴収税額という欄を見ればすぐに分かります。

次に、年末調整を受けているかどうかですが、これは「給与所得者の扶養控除等申告書」を記入してパート先に提出しているかどうかでわかります。提出していれば、まず年末調整は行われていると考えてよいでしょう。反対に、この書類を提出していない場合は、原則、確定申告が必要になります。

月収8万7000円超なり  
申告で得るかも

特に、昨年の収入が103万円

### 申告に必要なモノ

- 確定申告書A  
税務署で入手
- 源泉徴収票  
(パート先の会社が発行)
- 印鑑



以下の人なら、本来なら所得税はかからないはずなので、払っていた源泉徴収税額は、必要のないものを払っていたことになり、全額戻ってくる計算になります。すぐに確定申告して取り戻しましょう。また、月収が8万7000円を超えている場合も同様です。これらのケースに当てはまる人は確定申告して、払い過ぎた税金を取り戻しましょう。なお、その際、社会保険料(払っていた場合)、任意で払っている生命保険料、損害保険料(海外旅行傷害保険なども対象)なども、保険料控除証明書を用意して一緒に申告するとさらにトク。それぞれ控除の上限は設けられていますが、より多くの還付が受けられる可能性が高くなります。

## 家族が増えた

年末調整後に子供が  
生まれたら即、申告!

子供を扶養していたり、所得のない(あるいは少ない)配偶者を扶養している場合は、それぞれ扶養控除(16歳未満の場合、1人当たり38万円)と、配偶者控除・配偶者特別控除(それぞれ最高38万円)が

### 申告に必要なモノ

- 確定申告書A  
税務署で入手
- 源泉徴収票
- 住民票など
- 印鑑

## 投稿・モニター・副収入

年間20万円を超えたら  
確定申告が必要

サラリーマンが給与以外に得た副収入は、「給与所得」「雑所得」「その他の事業所得」の3通りに分けられます。うち投稿やモニターの謝礼は「雑所得」に分類されます。雑所得は、年間20万円(必要経費

### 申告に必要なモノ

- 確定申告書A  
税務署で入手
- 源泉徴収票  
(会社員の場合)
- 支払調書  
(支払い先から送付される)
- 印鑑

受けられます。これらは、1年の最後、つまり大晦日での状況をもとにして控除されます。通常は会社が年末調整時にその時点での状況を反映してくれますが、年末調整はたいいてい12月上旬に行われるもの。それ以降の出産の場合は、本来は控除を受けられるはずなのに、控除を受けられず、所得税を払い過ぎてことになるのです。子供1人につき38万円が控除されますから、所得税率10%の人なら、定率減税を考慮しなければ3万8000円が返ってきます。

を除く)までなら申告は不要。ただし、その謝礼額から10%の所得税が源泉徴収されていて、なおかつ経費がかかっているのであれば、経費部分にまで課税されていることになり、確定申告した方が得になります。必要経費などを除いた副収入が年間20万円を超える場合は、申告が必要。給与所得に合算されます。一方、収入のない専業主婦がこうした謝礼を受け取った場合は、経費を差し引いた額が年間38万円を超えなければ税金はかかりません。それでも税金を引かれていたり、経費がかかっていたら、即、申告。

## 寄付した

年間1万円以上の寄付を  
特定の法人や団体にした

特定の法人、団体等に年間1万円を超える寄付をした場合は寄付金控除が受けられ、支払った寄付金から1万円を除いた残りが所得から控除されます。控除対象になるのは、国や地方自治体、公益法人などに対する寄付金で、財務大臣が指定したもの、日本赤十字社などの法人など。お祭りのときに神社に寄付をしたり、私立学校入学時の寄付金は対象外となります。税務署のリストで確認しましょう。

### 申告に必要なモノ

- 確定申告書A  
税務署で入手
- 源泉徴収票
- 寄付金の領収書、証明書
- 印鑑



# その他

# Q & A

**Q** 申告期限が過ぎちゃった。税金はもう戻すってない?

**A** 還付申告は5年以内ならいつでも申告OK

所得税を取り戻すための還付申告は5年間(翌年の1月1日〜5年目の12月31日まで)ならば、後からでもできます。だから、2年間の海外赴任で、医療費控除の申告ができなかったという人が、帰ってきてから申告するのでもまったく問題なしというわけです。

**Q** 申告書を提出してから間違いに気付いたが、訂正できる?

**A** 申告税額が多すぎたときと少なすぎたときで処理は異なる

申告期限内なら訂正できますが、期限が過ぎた後は手続きが必要。申告税額が、本来払うべき税額よりも多い場合は、申告日から1年以内に更正の請求を行います。申告税額が少なすぎたときは、すぐに修正申告書を提出。自分で気付いて自発的に修正する分には、過少申告加算税はかかりません。

**Q** 税金を払いたくなくて知らんぷりしたら、やっぱりバレるの?

**A** 延滞税や加算税もかかる。期限内に納めるのが原則

例えば贈与税などは、住宅の登記簿の記載に変更が生じた時点で、税務署から「お尋ね」と呼ばれる書類が送られてきて、住宅購入者はお金の出所などを詳細に答えなければなりません。株式や車など財産として記録されるものも同様の扱いになります。それに、所得税や贈与税など、確定申告して税金を払わなければならない人が、その期限である3月15日を過ぎても申告しない場合は、本来の税金に加えて、まず延滞税がかかります。そして、さらに「過少申告加算税」「無申告加算税」「不納付加算税」、そして意図的に税金をこまかしたときに加算される「重加算税」などの加算税がかかってしまいます。やはり申告期限までに申告納税しなければならぬのです。

ただ、期限までに税金をいっぺんに払えないという人には延納も認められています。延納時には、利子税も課税されます。

**困ったときはじんわりと**  
 簡単だと言われても「やっぱりやーしい」という人は、専門家の力を上手に借りて申告するという手もあります。いろいろなサービスを紹介するので、自分はどうなサポートが必要かを考えて利用してみましよう。

**大きな駅や税務署には専門家が待つてくれる**

「必要な書類は用意したものの、何をどう記入したらいいかわからない」「特殊なケースなので、どう判断したらいいかわからない」など、自分一人では手に負えないと思ったら、迷わず専門家の手を借りてしまうのも賢い方法です。

一番手取り早いのは、東京駅など乗降客の多い駅で設置して開かれている特設の申告センターや、税務署内の相談コーナーを利用する方法。必要書類や印鑑を用意していけば、分からないことを聞きながら、間違いなく記入して提出することができます。また、わざわざ出かけている時間

はないという人なら、各都道府県の税務相談室に電話したり、インターネットを利用するという方法もあります。

- 主な特設申告センター
  - ・ 東京/JR東京駅
  - ・ 大阪/JR梅田駅
  - ・ 愛知/名鉄名古屋駅
- (詳しくはタックスアンサーへ)



▲今年から全国の税務署に導入されるタッチパネル式申告書作成機。大抵の申告処理は指示に従っていけば失敗しらずで作れる

### ●タックスアンサー

タックスアンサーのサイトで、税金ごとに詳細な内容や申告書の記入の仕方などが閲覧できる。添付書類の書式もダウンロードできる。  
<http://www.taxanser.nta.go.jp/>

タックスアンサーのサイトで、税金ごとに詳細な内容や申告書の記入の仕方などが閲覧できる。添付書類の書式もダウンロードできる。  
<http://www.taxanser.nta.go.jp/>

### ●go相談.com

季節はずれのボーナス? go相談.comのサービス紹介ページ。税理士や会計士の無料相談サービスを紹介している。

税理士・会計士などが無料で相談に応じてくれるコーナーがあり、Q&Aコーナーでは、他の人の質問に対する答えを自分にあてはめて、参考にすることも可能。  
<http://www.gosoudan.com/>

## 税の相談コーナー

●国税局の局室

札幌国税局局室	011-261-7755
仙台国税局局室	022-221-3007
東京国税局局室	03-3821-9080
関東信越国税局局室	048-601-0700
名古屋国税局局室	052-971-5577
金沢国税局局室	076-263-8080
大阪国税局局室	06-6945-0030
広島国税局局室	082-227-8205
高松国税局局室	087-831-8585
福岡国税局局室	092-431-5100
熊本国税局局室	096-355-0014
沖縄国税事務所	098-867-6815

●その他主な税務相談室

神奈川(横浜中)	045-651-2104
千葉(千葉東)	043-222-1650
茨城(水戸)	029-226-8680
群馬(前橋)	027-223-3426
栃木(宇都宮)	028-625-1602
山梨(甲府)	055-237-8487
静岡(静岡)	054-251-2033
長野(長野)	026-234-3190
新潟(新潟)	025-224-3710
京都(上京)	075-451-8222
兵庫(神戸)	078-391-3000
三重(津)	059-225-2261

